

でんき契約約款（中国電力・KDDI）新旧対照表（2021年4月1日実施）

■でんき契約約款（中国電力・KDDI）

改定前（旧）	改定後（新）
<p>1 適用</p> <p>(1) お客さままたはお客さまの同居の家族が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、KDDI が中国電力株式会社（以下「中国電力」といいます。）の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施し、中国電力が、低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用されるとき（ただし、au でんき供給約款（中国電力・KDDI）により電気の供給を受けている場合を除きます。）の電気料金その他の供給条件は、このでんき契約約款（中国電力・KDDI）（以下「このでんき約款」といいます。）および KDDI が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。</p> <p>（略）</p>	<p>1 適用</p> <p>(1) お客さままたはお客さまの同居の家族が KDDI 株式会社（以下「KDDI」といいます。）の指定するサービスのいずれか（以下「KDDI サービス」といいます。）を利用される場合で、KDDI が中国電力株式会社（以下「中国電力」といいます。）の代理人として、申込受付、料金算定、および請求等を実施し、中国電力が、一般送配電事業者が維持および運用する供給設備を介して低圧で電気を小売供給するサービスをあわせて利用されるとき（ただし、au でんき供給約款（中国電力・KDDI）により電気の供給を受けている場合を除きます。）の電気料金その他の供給条件は、このでんき契約約款（中国電力・KDDI）（以下「このでんき約款」といいます。）および KDDI が別に定める料金表（以下「料金表」といいます。）によります。</p> <p>（略）</p>
<p>2 このでんき約款および料金表の変更</p> <p>(1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令・条例・規則等の制定または改廃によりでんき約款または料金表の変更が必要な場合、その他中国電力または KDDI が必要と判断した場合には、中国電力および KDDI は、このでんき約款を、KDDI は、料金表を変更することがあります。この場合には、KDDI はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき契約約款（中国電力・KDDI）および料金表によります。</p> <p>（略）</p> <p>(3) (1)または(2)の場合、KDDI が電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行なう事項は、変更の内容（当該変更の内容が、法令の制定または改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。</p>	<p>2 このでんき約款および料金表の変更</p> <p>(1) お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続き・運用上の取扱いについて変更が必要な場合、お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者（以下「当該一般送配電事業者」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令・条例・規則等の制定もしくはまたは改廃によりでんき約款または料金表の変更が必要な場合、その他中国電力または KDDI が必要と判断した場合には、中国電力および KDDI は、このでんき約款を、KDDI は、料金表を変更することがあります。この場合には、KDDI はあらかじめお客さまに変更後の内容をお知らせし、お客さまから異議の申し出がないときは、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後のでんき契約約款（中国電力・KDDI）および料金表によります。</p> <p>（略）</p> <p>(3) (1)または(2)の場合、KDDI が電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行なう事項は、変更の内容（当該変更の内容が、託送約款等の変更または</p>

(4) (3)にもとづく説明の際（当該変更の内容が、法令の制定**または**改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、KDDIは、このでんき約款および料金表の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、KDDIは、(1)または(2)にもとづき需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、法令の制定**または**改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、遅滞なく、このでんき約款および料金表の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいいます。以下同じです。）ならびに中国電力およびKDDIの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定**または**改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、KDDIは、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

3 定義

(略)

(2) 高 圧

標準電圧 6,000 ボルトをいいます。

(3) 電 灯

(略)

(4) 小型機器

(略)

(5) 動 力

(略)

(6) 契約種別

(略)

(7) 契約負荷設備

法令の制定**もしくは**改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。

(4) (3)にもとづく説明の際（当該変更の内容が、**託送約款等の変更または**法令の制定**もしくは**改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、KDDIは、このでんき約款および料金表の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、KDDIは、(1)または(2)にもとづき需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、**託送約款等の変更または**法令の制定**もしくは**改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合を除く。）、遅滞なく、このでんき約款および料金表の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号（お客さまの需要場所を特定できる番号をいいます。以下同じです。）ならびに中国電力およびKDDIの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、**託送約款等の変更または**法令の制定**もしくは**改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、KDDIは、当該変更にかかるお知らせその他の当該変更前および変更後における書面の交付を省略することができるものといたします。

3 定義

(略)

(2) 電 灯

(略)

(3) 小型機器

(略)

(4) 動 力

(略)

(5) 契約種別

(略)

(6) 契約負荷設備

(略)

(7) 貿易統計

<p>(略)</p> <p>(8) 貿易統計</p> <p>(略)</p> <p>(9) 平均燃料価格算定期間</p> <p>(略)</p> <p>(10) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>(8) 平均燃料価格算定期間</p> <p>(略)</p> <p>(9) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(略)</p>
<p>7 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこのでんき約款および料金表を承認のうえ、KDDI 所定の様式によって KDDI に申込みをしていただきます。また、KDDI が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの（需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人の場合は運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。ただし、KDDI が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点、需要場所、供給電圧、契約負荷設備、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項</p> <p>(略)</p> <p>(5) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、お客さまからあらかじめ中国電力の供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p> <p>(6) 電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、お客さまに無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにしていただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</p>	<p>7 需給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電気の需給契約を希望される場合は、あらかじめこのでんき約款、料金表および託送約款等における需要者に関する事項を遵守することを承認のうえ、KDDI 所定の様式によって KDDI に申込みをしていただきます。また、KDDI が必要とする場合は、お客さまの氏名および住所を証明するもの（需給契約の名義が法人のときは登記簿謄本等、需給契約の名義が個人の場合は運転免許証等といたします。）を提示していただくことがあります。ただし、KDDI が認める場合には電話等による申込みを受け付けることがあります。なお、所定の様式によらず次の事項を明らかにしていただく場合があります。</p> <p>契約種別、供給電気方式、需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいい、託送約款等に定める供給地点といたします。）、需要場所（供給地点特定番号を含みます。）、供給電圧、契約負荷設備、発電設備、業種、用途、使用開始希望日、使用期間、料金の支払方法およびその他料金表に定める事項</p> <p>(略)</p> <p>(5) 供給設備の工事を要する場合は、用地事情等により供給開始までに長期間を要することがあるため、原則として、お客さまからあらかじめ当該一般送配電事業者への供給設備の状況等について照会していただき、申込みをしていただきます。</p>
<p>9 需要場所</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p>	<p>9 需要場所</p> <p>需要場所は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</p> <p>((1)削除)</p> <p>((2)削除)</p>

<p>12 供給の単位</p> <p>中国電力は、次の場合を除き、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。</p> <p>(1) 46（連接引込線等）(1)の共同引込線による引込みで電気を供給する場合</p> <p>(2) その他技術上、経済上やむをえない場合等特別な事情がある場合</p>	<p>12 供給の単位</p> <p>中国電力は、託送約款等に定めるところにより、原則として、1 需給契約につき、1 供給電気方式、1 引込みおよび1 計量をもって電気を供給いたします。</p> <p>((1)削除)</p> <p>((2)削除)</p>
<p>13 承諾の限界および遵守事項</p> <p>(1) 承諾の限界</p> <p>中国電力および KDDI は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、供給設備の状況、料金の支払状況（中国電力または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、KDDI はその理由をお知らせいたします。</p> <p>(略)</p>	<p>13 承諾の限界および遵守事項</p> <p>(1) 承諾の限界</p> <p>中国電力および KDDI は、法令、電気の需給状況、お客さま（需給契約上の地位を承継する新たなお客さまを含みます。）の電気の使用状況、KDDI サービスのお客さまによるご利用状況、当該一般送配電事業者の供給設備の状況、料金の支払状況（中国電力または KDDI の他のサービスの料金、および他の需給契約の料金の支払状況を含みます。）その他によってやむをえない場合には、需給契約の申込みの全部または一部をお断りすることがあります。この場合は、KDDI はその理由をお知らせいたします。</p> <p>(略)</p>
<p>17 方式A</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>ハ 供給約款の定額電灯を適用できないこと。</p> <p>ただし、1 需要場所において低圧電力等とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、中国電力の供給設備の状況等から中国電力が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イおよびハに該当し、かつ、口の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、中国電力は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(略)</p>	<p>17 方式A</p> <p>(1) 適用範囲</p> <p>(略)</p> <p>ハ 供給約款の定額電灯を適用できないこと。</p> <p>ただし、1 需要場所において低圧電力等とあわせて契約する場合で、お客さまが希望され、かつ、お客さまの電気の使用状態、当該一般送配電事業者の供給設備の状況等から当該一般送配電事業者が技術上または経済上低圧での電気の供給が適当と認めるときは、イおよびハに該当し、かつ、口の最大需要容量と契約電力との合計が 50 キロワット以上であるものについても適用することがあります。この場合、当該一般送配電事業者は、お客さまの土地または建物に変圧器等の供給設備を施設することがあります。</p> <p>(略)</p>
<p>19 検針</p> <p>検針は、お客さまごとに、原則として各月ごとに中国電力が行ないます。検針日は、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。</p>	<p>19 検針</p> <p>検針は、お客さまごとに、原則として各月ごとに当該一般送配電事業者が行ないます。検針日は、実際に検針を行なった日または検針を行なったものとされる日といたします。</p>
<p>21 使用電力量の計量および算定</p> <p>(略)</p>	<p>21 使用電力量の計量および算定</p> <p>(略)</p>

<p>(2) 料金の算定期間の一部または全部の期間において記録型計量器によらず使用電力量を計量する場合は、次のとおりとします。</p> <p>(略)</p> <p>ト 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、別表 2 (使用電力量等の協定) を基準として、お客さまと中国電力および KDDI との協議によって定めます。</p> <p>チ 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、別表 2 (使用電力量等の協定) を基準として、お客さまと中国電力および KDDI との協議によって定めます。</p> <p>(略)</p>	<p>(2) 料金の算定期間の一部または全部の期間において記録型計量器によらず使用電力量を計量する場合は、次のとおりとします。</p> <p>(略)</p> <p>ト 計量器の故障等によって使用電力量を正しく計量できなかった場合には、料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと中国電力および KDDI との協議によって定めます。</p> <p>チ 検針を行なうことが困難である等特別の事情がある場合で計量器を取り付けないときの料金の算定期間の使用電力量は、託送約款等に定めるところにより、お客さまと中国電力および KDDI との協議によって定めます。</p> <p>(略)</p>
<p>25 料金その他の支払い</p> <p>料金（工事費負担金その他を除きます。）については、KDDI が中国電力に代位してお客さまに対して請求するものとします。この場合の料金その他の支払方法については、料金表 7（料金等の支払義務および支払期日）のとおりといたします。</p> <p>ただし、工事費負担金その他についてはそのつど、収納業務を行なう中国電力の事務所においてまたは中国電力が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p>	<p>25 料金その他の支払い</p> <p>料金（工事費負担金その他を除きます。）については、KDDI が中国電力に代位してお客さまに対して請求するものとします。この場合の料金その他の支払方法については、料金表 7（料金等の支払義務および支払期日）のとおりといたします。</p> <p>ただし、工事費負担金その他についてはそのつど、原則として、中国電力が指定した金融機関等を通じて支払っていただきます。</p>
<p>28 力率の保持</p> <p>(1) 需要場所の負荷の力率は、原則として 90 パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。</p> <p>なお、進相用コンデンサは、別表 1 (進相用コンデンサ取付容量基準) を基準として取り付けていただきます。</p>	<p>28 力率の保持</p> <p>(1) 需要場所の負荷の力率は、託送約款等に定めるところにより、原則として 90 パーセント以上に保持していただきます。</p> <p>(2) お客さまが進相用コンデンサを取り付ける場合は、それぞれの電気機器ごとに取り付けていただきます。ただし、やむをえない事情によって、2 以上の電気機器に対して一括して取り付ける場合は、進相用コンデンサの開放により、軽負荷時の力率が進み力率とならないようにしていただきます。</p> <p>なお、進相用コンデンサは、託送約款等に定めるところにより、取り付けていただきます。</p>
<p>29 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>(略)</p> <p>(1) 需給地点に至るまでの中国電力の供給設備または計量器等需要場所内の中国電力の電気工作物の設計、施工（取付けおよび取外しを含みます。）、改修または検査</p> <p>(2) 61（保安に対するお客さまの協力）によって必要なお客さまの電気工作物の検査等の業務</p>	<p>29 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>(略)</p> <p>(1) 不正な電気の使用の防止等に必要なお客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認</p>

<p>(3) 不正な電気の使用の防止等に必要、お客さまの電気機器の試験、契約負荷設備、主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査またはお客さまの電気の使用用途の確認</p> <p>(4) 計量器の検針または計量値の確認</p> <p>(5) 31（供給の停止）、39（需給契約の廃止等）(1)または41（解約等）により必要な処置</p> <p>(6) その他このでんき約款および料金表によって、需給契約の成立、変更もしくは終了等に必要業務または中国電力の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p>	<p>(2) その他このでんき約款および料金表によって、需給契約の成立、変更または終了等に必要業務</p>
<p>30 電気の使用にともなうお客さまの協力 (略)</p>	<p>(条削除)</p>
<p>31 供給の停止</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、中国電力は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>ロ お客さまの需要場所内の中国電力の電気工作物を故意に損傷し、または亡失して、中国電力に重大な損害を与えた場合</p> <p>ハ 48（引込線の接続）に反して、中国電力の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続を行なった場合</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当し、中国電力がその旨を警告しても改めない場合には、中国電力は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ お客さまの責めとなる理由により保安上の危険がある場合</p> <p>ロ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>ハ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合</p> <p>ニ 29（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、中国電力の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>ホ 30（電気の使用にともなうお客さまの協力）によって必要となる措置を講じられない場合</p> <p>(3) お客さまがその他このでんき約款および料金表に反した場合には、中国電力は、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>(4) (1)から(3)によって電気の供給を停止する場合には、中国電力は、中国電力の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行ないます。</p>	<p>30 供給の停止等</p> <p>(1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者は、電気の供給を停止し、またはお客さまの電気の使用を制限し、もしくは中止することがあります。</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当し、中国電力がその旨を警告しても改めない場合には、当該一般送配電事業者は、中国電力の求めに応じ、そのお客さまについて電気の供給を停止することがあります。</p> <p>イ 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合</p> <p>ロ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合</p> <p>ハ 29（需要場所への立入りによる業務の実施）に反して、中国電力の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否された場合</p> <p>ニ お客さまがその他このでんき約款および料金表に反した場合</p> <p>(3) (1) または(2)によって電気の供給を停止する場合には、当該一般送配電事業者は、当該一般送配電事業者の供給設備またはお客さまの電気設備において、供給の停止のための適当な処置を行ないます。</p> <p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。</p> <p>(4) KDDI は、(1) または(2)にともなう料金の減額は行ないません。</p>

<p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をさせていただきます。</p> <p>(5) KDDIは、(1)から(3)にともなう料金の減額は行ないません。</p>	
<p>32 供給停止の解除</p> <p>31（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実とともない中国電力および KDDI に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、中国電力は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>	<p>31 供給停止の解除</p> <p>30（供給の停止等）によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消し、かつ、その事実とともない中国電力および KDDI に対して支払いを要することとなった債務を支払われたときには、当該一般送配電事業者は、すみやかに電気の供給を再開いたします。</p>
<p>33 違約金</p> <p>違約金については、料金表 9（違約金）のとおりいたします。</p>	<p>32 違約金</p> <p>違約金については、料金表 9（違約金）のとおりいたします。</p>
<p>34 供給の中止または使用の制限もしくは中止</p> <p>(略)</p>	<p>(条削除)</p>
<p>35 損害賠償の免責</p> <p>(1) 11（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、34（供給の中止または使用の制限もしくは中止）(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが中国電力および KDDI の責めとならない理由によるものであるときには、中国電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 31（供給の停止）によって電気の供給を停止した場合または 41（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、中国電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(略)</p>	<p>33 損害賠償の免責</p> <p>(1) 11（供給の開始）(2)によって供給の開始日を変更した場合、託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者が電気の使用を制限し、または中止した場合で、それが中国電力および KDDI の責めとならない理由によるものであるときには、中国電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(2) 30（供給の停止等）によって電気の供給を停止した場合または 39（解約等）によって需給契約を解約した場合もしくは需給契約が消滅した場合には、中国電力および KDDI は、お客さまの受けた損害について賠償の責めを負いません。</p> <p>(略)</p>
<p>36 設備の賠償</p> <p>お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の中国電力の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>(1) 修理可能の場合 修理費</p> <p>(2) 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p>	<p>34 設備の賠償</p> <p>(1) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の中国電力の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>イ 修理可能の場合 修理費</p> <p>ロ 亡失または修理不可能の場合 帳簿価額と取替工費との合計額</p>

(2) お客さまが故意または過失によって、その需要場所内の当該一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または亡失したことにより、中国電力が当該一般送配電事業者から賠償の請求を受けた場合は、中国電力は、その賠償に要する金額をお客さまに支払っていただきます。

37 需給契約の変更

(略)

(2) (1)の場合で、KDDIが電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行なう事項は、需給契約の変更の内容（当該変更の内容が、法令の制定**または**改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。また、KDDIは、当該説明の際（当該変更の内容が、法令の制定**または**改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。）、電気の需給契約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、KDDIは、需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、法令の制定**または**改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。）、遅滞なく、需給契約の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに中国電力およびKDDIの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、法令の制定**または**改廃に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、KDDIは、お知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。

38 名義の変更

(略)

39 需給契約の廃止等

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等によりKDDIに通知していただきます。

中国電力は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

35 需給契約の変更

(略)

(2) (1)の場合で、KDDIが電気事業法その他の法令にもとづきお客さまへの供給条件の説明を行なう事項は、需給契約の変更の内容（当該変更の内容が、**託送約款等の変更**または**法令の制定**もしくは**改廃**に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない変更の場合には、変更の概要）のみといたします。また、KDDIは、当該説明の際（当該変更の内容が、**託送約款等の変更**または**法令の制定**もしくは**改廃**に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。）、電気の需給契約の変更内容を、電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。また、KDDIは、需給契約を変更した場合（当該変更の内容が、**託送約款等の変更**または**法令の制定**もしくは**改廃**に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合を除く。）、遅滞なく、需給契約の変更内容、電気の需給契約の成立日、供給地点特定番号ならびに中国電力およびKDDIの名称および所在地を電子メールの送信または電気通信回線を通じてお客さまの閲覧に供する方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、需給契約の変更の内容が、**託送約款等の変更**または**法令の制定**もしくは**改廃**に伴い当然必要とされる形式的な変更その他の需給契約の内容の実質的な変更を伴わない場合、KDDIは、お知らせその他の書面の交付を省略することができるものといたします。

36 名義の変更

(略)

37 需給契約の廃止等

(1) お客さまが電気の使用を廃止しようとする場合は、あらかじめその廃止期日を定めて、電話、口頭等によりKDDIに通知していただきます。

当該一般送配電事業者は、原則として、お客さまから通知された廃止期日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。

<p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、41（解約等）および次の場合を除き、お客さまが KDDI に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>（略）</p> <p>□ 中国電力または KDDI の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p> <p>（略）</p>	<p>なお、この場合には、必要に応じてお客さまに協力をしていただきます。</p> <p>(2) 需給契約は、39（解約等）および次の場合を除き、お客さまが KDDI に通知された廃止期日に消滅いたします。</p> <p>（略）</p> <p>□ 中国電力、KDDI および当該一般送配電事業者の責めとならない理由（非常変災等の場合を除きます。）により当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置ができない場合は、需給契約は需給を終了させるための処置が可能となった日に消滅するものといたします。</p> <p>（略）</p>
<p>40 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算</p> <p>(1) お客さまが需給契約を開始された後 1 年に満たないでこれを廃止させる場合は、需給契約の廃止の日に、工事費をお客さまに精算していただきます。その際、中国電力は、お客さまが需給契約を開始されたこととともない新たに施設した供給設備について、供給約款の定める臨時工事費として算定される金額と既に申し受けた工事費負担金との差額を申し受けます。ただし、中国電力が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p> <p>(2) お客さまが中国電力の供給設備を同一の使用形態で利用され、利用されてからの期間が1 年以上になる場合には、(1)にかかわらず精算いたしません。</p> <p>なお、需給契約の廃止の日以降に1 年以上にならないことが明らかになった場合には、明らかになった日に(1)に準じて工事費の精算を行いません。</p>	<p>38 需給開始後の需給契約の廃止または変更にもなう工事費の精算</p> <p>お客さまが需給契約を開始された後 1 年に満たないでこれを廃止させる場合は、需給契約の廃止の日に、工事費をお客さまに精算していただきます。その際、当該一般送配電事業者は、お客さまが需給契約を開始されたこととともない新たに施設した供給設備について、中国電力が、当該一般送配電事業者から、託送約款等に定めるところにより、工事費の精算に係る請求を受けたときは、中国電力は、お客さまからその金額を申し受けます。ただし、当該一般送配電事業者が将来の需要等を考慮して供給設備を常置する場合、または非常変災等やむをえない理由による場合を除きます。</p>
<p>41 解約等</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、中国電力および KDDI は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、解約日をお客さまに予告いたします。</p> <p>（略）</p> <p>ニ KDDI サービスの利用契約の全てが終了した場合</p> <p>(2) 31（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが中国電力および KDDI の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場合またはお客さまがその他このでんき約款および料金表に反した場合には、中国電力および KDDI は、需給契約を解約することがあります。</p>	<p>39 解約等</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、中国電力および KDDI は、そのお客さまについて需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、解約日をお客さまに予告いたします。</p> <p>（略）</p> <p>ニ KDDI サービスの利用契約の全てが終了した場合</p> <p>ただし、お客さまが中国電力に新たに申し込みいただいた場合には、中国電力が当該お客さまに電気を小売供給いたします。</p> <p>(2) 30（供給の停止）によって電気の供給を停止されたお客さまが当該一般送配電事業者、中国電力もしくは KDDI の定めた期日までにその理由となった事実を解消されない場</p>

<p>なお、この場合には、KDDI は、その旨をお客さまに予告いたします。</p> <p>(3) (1)に該当し、お客さまが解約日の前日までにいずれの小売電気事業者とも電気の需給契約を締結されない場合には、中国電力および KDDI は、解約日に需給を終了させるための適当な処置を行ないます。ただし、お客さまが中国電力に新たに申し込みいただいた場合には、中国電力が当該お客さまに電気を小売供給いたします。</p> <p>(4) お客さまが、39（需給契約の廃止等）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、中国電力および KDDI が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p>	<p>合またはお客さまがその他このでんき約款および料金表に反した場合には、中国電力および KDDI は、需給契約を解約することがあります。</p> <p>なお、この場合には、KDDI は、その旨をお客さまに予告いたします。</p> <p>(3) お客さまが、37（需給契約の廃止等）(1)による通知をされないで、その需要場所から移転され、電気を使用されていないことが明らかな場合には、当該一般送配電事業者が需給を終了させるための処置を行なった日に需給契約は消滅するものといたします。</p>
<p>42 需給契約消滅後の債権債務関係 (略)</p>	<p>40 需給契約消滅後の債権債務関係 (略)</p>
<p>VII 供給方法および工事</p>	<p>VII 供給方法、工事および工事費の負担</p>
<p>43 需給地点および施設</p> <p>(1) 電気の需給地点（電気の需給が行なわれる地点をいいます。）は、中国電力の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。</p> <p>(2) 需給地点は、需要場所内の地点とし、中国電力の電線路から最短距離にある場所を基準としてお客さまと中国電力との協議によって定めます。ただし、次の場合には、お客さまと中国電力との協議により、需要場所以外の地点を需給地点とすることがあります。</p> <p>イ (略)</p> <p>ロ (略)</p> <p>ハ (略)</p> <p>ニ (略)</p> <p>ホ (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>41 供給方法および工事</p> <p>(1) 電気の需給地点は、当該一般送配電事業者の電線路または引込線とお客さまの電気設備との接続点といたします。</p> <p>(2) その他の供給方法および工事は、託送約款等に定めるところによるものといたします。</p>
<p>44 架空引込線 (略)</p>	<p>(条削除)</p>
<p>45 地中引込線 (略)</p>	<p>(条削除)</p>
<p>46 接続引込線等 (略)</p>	<p>(条削除)</p>

47 中高層集合住宅等への供給方法 (略)	(条削除)
48 引込線の接続 (略)	(条削除)
49 計量器等の取付け (略)	(条削除)
50 専用供給設備 (略)	(条削除)
VIII 工事費の負担	(削除)
51 一般供給設備の工事費負担金 (略)	(条削除)
52 特別供給設備の工事費負担金 (略)	(条削除)
53 供給設備を変更する場合の工事費負担金 (略)	(条削除)
54 特別供給設備等の工事費の算定 (略)	(条削除)
55 工事費負担金の申受けおよび精算 (1) 中国電力は、工事費負担金を工事着手前に申し受けます。ただし、お客さまに特別の事情がある場合は、工事費負担金を工事着手後に申し受けることがあります。この場合、需給開始日までに申し受けます。 (2) お客さまが希望される場合または中国電力が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。 (3) 工事費負担金は、次の場合には、工事完成後すみやかに精算するものといたします。 イ (略) (イ) (略) (ロ) (略) ロ (略) (イ) (略) (ロ) (略)	42 工事費負担金等の申受けおよび精算 (1) 託送約款等に定めるところにより、当該一般送配電事業者から、お客さまへの電気の供給にともなう工事等に係る工事費負担金、臨時工事費、費用の実費または実費相当額等の請求を受けた場合は、中国電力は、お客さまから、その金額を原則として工事着手前に申し受けます。 (2) お客さまもしくは当該一般送配電事業者が希望される場合または中国電力が必要とする場合は、工事費負担金に関する必要な事項について、工事着手前に工事費負担金契約書を作成いたします。 (3) 当該一般送配電事業者から、工事完成後、当該工事費負担金等の精算を受けた場合は、中国電力は、工事費負担金等をすみやかに精算するものといたします。 (4) 託送約款等に定めるところにより、中国電力の負担で施設し、または取り付けることとされている設備等については、原則として、お客さまの所有とし、お客さまの負担で施設し、または取り付けていただきます。

<p>(ハ) (略)</p> <p>(4) 中国電力は、お客さまの承諾をえて、専用供給設備を専用供給設備以外の供給設備に変更することがあります。</p> <p>なお、その変更が供給設備を使用開始後 10 年以内に行なわれる場合は、その専用供給設備を使用開始したときにさかのぼって専用供給設備以外の供給設備として算定した工事費負担金と既に申し受けた工事費負担金との差額をお返しいたします。</p> <p>(5) 居住用の分譲地として整備された地域等において、原則として 1 年以内にすべての建物が施設される場合で、すべてのお客さまが共同して申込みをされたときには、中国電力は、施設を予定しているすべての建物に対する工事こう長のうち無償こう長にお客さまの数の 70 パーセントの値を乗じてえた値をこえる部分を超過こう長として算定される 51（一般供給設備の工事費負担金）の工事費負担金を当初に申し受けます。</p> <p>また、工事費負担金契約書に定める期日に既に供給を開始しているお客さまの数により工事費負担金を精算いたします。この場合の精算の対象となる工事こう長は、共同して申込みをされたお客さまの数と供給を開始したお客さまの数とが異なる場合であっても、施設された配電設備に応じたものといたします。</p>	<p>(5) お客さまの都合によって需給開始に至らないで申込みを取消しまたは変更される場合で、託送約款等に定めるところにより、中国電力が当該一般送配電事業者から費用の実費または実費相当額等の請求を受けたときは、中国電力は、その金額をお客さまから申し受けます。</p>
<p>56 需給開始に至らないで需給契約を廃止または変更される場合の費用の申受け (略)</p>	<p>(条削除)</p>
<p>IX 保 安</p>	<p>(削除)</p>
<p>57 保安の責任 (略)</p>	<p>(条削除)</p>
<p>58 調査 (略)</p>	<p>(条削除)</p>
<p>59 調査等の委託 (略)</p>	<p>(条削除)</p>
<p>60 調査に対するお客さまの協力 (略)</p>	<p>(条削除)</p>
<p>61 保安に対するお客さまの協力 (略)</p>	<p>(条削除)</p>
<p>62 検査または工事の受託 (略)</p>	<p>(条削除)</p>

63 自家用電気工作物 (略)	(条削除)
附 則 1 このでんき約款の実施期日 このでんき約款は、2021年2月17日から実施いたします。	附 則 1 このでんき約款の実施期日 このでんき約款は、2021年4月1日から実施いたします。
2 需要場所についての特別措置 (略)	(条削除)
3 このでんき約款の実施にともなう切替措置 (略)	(条削除)
別 表 1 進相用コンデンサ取付容量基準 (略)	(削除) (条削除)
2 使用電力量等の協定 (略)	(条削除)
3 標準設計基準 (略)	(条削除)